

せんぐう館 平成 29 年度企画展示

式年遷宮はつづく —御杣山—



期間 平成 29 年 6/30 [金] ～ 9/25 [月]

開館時間 9 時～16 時 30 分

お問合せ 式年遷宮記念せんぐう館

〒516-0042 三重県伊勢市豊川町前野 126-1

TEL0596-22-6263

<http://www.sengukan.jp/>

ご挨拶

「御^み杣^そ山^{やま}」は式年遷宮の造営に必要な御用材をいただく山のことであり、かつては伊勢にそびえる山々に定められました。伊勢の山は同時に地域の人々の日常生活に必要な建材や大勢の参拝者を迎えるためのエネルギー需要を支えた場でもありました。やがて式年遷宮に必要なヒノキの適材不足に直面し、江戸時代以降の御杣山は信濃と美濃の国境である木曾に定められます。そして現在は御杣山が伊勢の山々に戻ることを目標に森を育み、第62回式年遷宮では成果の一端が見られるまでになりました。

今回の企画では御杣山変遷の歴史とその背景を明らかにして、今後望まれる山の未来像について考える機会とします。

平成29年6月 式年遷宮記念 せんぐう館

目 次

ご挨拶

① 御杣山について

② 御杣山変遷の諸相

平安時代後期

鎌倉時代

南北朝時代

室町時代・戦国時代

安土桃山時代

江戸時代

近代・現代

③ 宮域林の設置

④ 未来へ—式年遷宮はつづく

凡 例

- この図録は平成29年6月30日から9月25日にかけて、せんぐう館で開催した企画展示「式年遷宮はつづく—御杣山—」に際して作成したものである。
- 図録の資料図版の順は、展示順序を示すものではない。
- 表紙の画像は伊勢神宮の宮域林（神路山）である。
- 本書の編集・執筆は深田一郎がたった。

参考文献

神宮司廳編『神宮御杣山記録』昭和51年

神宮司廳編『神宮史年表』平成17年

木村政生『神宮御杣山の変遷に関する研究』国書刊行会 平成13年

大西源一『大神宮史要』昭和34年

平泉隆房「中世伊勢神宮史の諸問題」

『明治聖徳記念学会紀要第27号』 平成11年

マーク・シュナイダー「中世都市山田の成立と展開」

『都市文化研究』 平成20年

鈴木源一郎「渥美半島の御厨、御藺と八柱神社考」

『愛知大学総合郷土研究所紀要』 平成25年

『伊勢と熊野の海』小学館 平成4年

『日本歴史地名大系 第24巻 三重県の地名』平凡社 昭和58年

『三重県史』通史編 原始・古代 平成28年

①御杣山について

御杣山^{み そまやま}とは式年遷宮^{しきねんせんぐう}において社殿^{ご ぞうえい}の御造営用材^{ようざい}（以後「御用材」^{ごようざい}とします）を伐り出す「清浄な山」^{こうたいじんぐう}のことです。古くは皇大神宮^{こうたいじんぐう}（内宮）には五十鈴川^{い す ず がわ}の上流域^{かみ じ やま}にひろがる神路山^{しま じ やま}と島路山、豊受大神宮^{たかくらやま}（外宮）には宮域にそびえる高倉山^{たかくらやま}が充てられました。遷宮諸祭^{しよさい}の最初に斎行^{さいこう}されるお祭り「山口祭^{やまぐちさい}」では、新宮の御用材を伐り出すにあたり、内宮は神路山、外宮は高倉山の麓^{ふもと}を祭場として山の口^まに坐す神を祀り、伐採と搬出の安全をお祈りします。御杣山の古例は今も伝えられています。



山口祭（内宮）

②御杣山変遷の諸相

造営にはヒノキの大径木が多く必要なため「全国から集めている」との印象を持たれることがあります。伊勢神宮では天皇のお許しをいただいた「清浄な山」のみを御杣山として定め、御用材の安定的な採取に努めてきました。その営みは現在も神宮の宮^{きゅう}域^{いきりん}林で続けられています。

御杣山はその歴史を紐解くと 11 世紀頃からたびたび移動しています。その理由は社殿の造営に必要な適材の供給が困難になった事によりますが、**無くなったから替えた**という単純な解釈だけで全容を理解したとは言えません。ここでは御杣山における各時代のエピソードを関連資料とともに紹介していきます。



かつての御杣山と宮川（三重県度会郡大紀町阿曽）

○平安時代後期

長暦^{ちょうりゃく} 2 年（1038）に齋行された内宮の第 19 回式年遷宮では、朝廷から派遣された造宮使^{ぞうぐうし}が伊勢国・鈴鹿山の材木で東・西の両宝殿^{ほうでん}や外院^{げいん}の殿舎を造営することにしました。しかし朝廷は「すべからく式文^{しきもん}に任せて御杣木^{みそまぎ}を以て造進すべきなり」として正殿^{しょうでん}と同じく神路山^{せんじ}の木を御用材とする宣旨を下しています。

この「式文」とは、平安時代中期に編纂された法律の施行細則である『延喜式』（927 年成立）と考えられ、式年遷宮について次の通り規定されています。

およ 凡そ大神宮は二十年に一度、正殿、宝殿及び外幣殿^{げへいでん}を造り替えよ。（度会宮^{わたらいのみや}及び別宮、余社の神殿を造り替える年限は此に准じよ）皆新材を採りて構え造れ。自外の諸院は新旧を通用せよ。（宮地は二処を定め置き、限りに至れば更に遷せ）

長暦 2 年の事例は、式文にある「新材」とは伐採したヒノキであれば良いものではなく、「御杣山」からの採取が前提であったことを示しています。

ちなみに寛仁^{かんにん} 3 年（1019）に齋行された内宮の第 18 回式年遷宮でも、内宮の東宝殿^{むなもちばしら}の棟持柱^{げいん}と外院の造営に用いる御用材を志摩国^{しま}答志郡^{とうしぐん}にある伊雑神^{いざわのかん}戸^べから採っています。しかし第 19 回式年遷宮以降も神路山が御杣山であり続けていることから、これは不測の事態による臨時の措置と考えられています。

○鎌倉時代

平安時代末期、源氏と平氏は国を二分して激しく争いましたが、
みなもとのよりとも源頼朝が鎌倉幕府を開いて新たな社会秩序を築きました。けん建
きゅう久元年（1190）内宮で、同三年（1192）外宮で行われた第27回
式年遷宮は朝廷と幕府が協調して成し遂げられ、新しい時代の到
来と国の安定を象徴する契機となりました。一方で東大寺を始め、
焼き討ちにあった奈良の寺院は復興の途上でした。

平安時代末期から鎌倉時代初期の公家・く じょうかねざね九条兼実の日記

ぎょくよう げんりやく『玉葉』元暦2年（1185）3月30日条には東大寺再建に御杣山
の御用材の利用を検討した事が記さ



九条兼実（『前賢故実』より）

れています。だいかんじんしき東大寺大勧進職の僧・
ちょうげん重源にぞう霊告があり、造営に用いる造
じりょう寺料材木のうち大物（むなぎ棟木や柱などの
構造材か）は神宮の御杣山から得
ることが適当であるというものでし
た。当時右大臣であった兼実はこの
報告を受け、翌年には内宮で山口祭
が斎行されるので本年中に採取すべ
きであろうと意見を述べたことを記
しています。

ごしらかわほうおう

後白河法皇の意を受けて再建の任

にあたっていた重源は、ぞう じ ちょうかん造寺長官のゆきたか藤原行隆とともに費用の調
達や技術者の組織作りに従事していました。また兼実も再建を積
極的に支持しており、また神宮上卿と呼ばれる神宮の諸事を天
じんぐうしょうけい皇に取り次ぐ任を経験していたことから神宮の故実や経済に精
こじつ通しており、適切な助勢が行われたと考えられます。

神道と仏教の交流を意外に思われるかもしれませんが、重源が再建の時に作成した勧進帳は次の一文に始まります。

右当伽藍は風雨を天半に軼べ、棟 蔓 の竦櫓を有ち、仏法恢
弘の精舎、神明保護の霊地なり。原夫れ聖武天皇作治の歡
願を發し、行基菩薩知識の懇誠を表す。加之、天照大神
両国の黄金を出し、之を採りて尊像に塗り奉る。(後略)

東大寺は聖武天皇の御発意によって創建された総国分寺として
深い信仰が集められていました。その再建は戦乱で疲弊した国
家復興の象徴とも目される
一大事業です。朝廷は天皇の
御祖神である天照大神の御
神徳をいただくことで事業
の公益性が深く認められ、御
杣山の御用材を得ることが
達成の大きな足がかりにな
ると考えていたことが伺え
ます。



東大寺金堂（大仏殿）
現在の建物は宝永6年（1709）の再建

実際には周防国からの調達が可能となり、神宮の御杣山の伐
採はなかったとされます。しかし文治2年（1186）4月に重源は
東大寺の衆徒60名を引き連れて伊勢参拝を果たしています。こ
の行動は史上希有の例とも称されており、伊勢神宮から再建の
助勢を得た御礼の参拝であるとも考えられています。

○南北朝時代

鎌倉時代後期の嘉元2年（1304）に行われた内宮の仮殿遷宮（式年に依らない臨時の遷宮）では、神路山では御用材となる適材が尽きたため、宮川の上流である江馬山（現在の多気郡大台町付近）から採取されました。その際に宮中では軒廊御トを行って

います。軒廊御トは宮中の紫宸殿の軒廊で行われる神祇官の亀トおよび陰陽寮の式占（式盤を用いる占）のことで、大嘗祭で供えられる稲を

出す齋田を選ぶ時など、国の大事を判断する際に行われました。御杣山の選定も古式にならない厳正に行われたことがわかります。



現在の紫宸殿の軒廊（写真右下）

しかし内宮の第35回式年遷宮の準備を進めていた延元4年（暦応2年、1339）江馬山から御用材を運ぶ宮川流域が武装勢力の支配下に置かれたため供給が止まります。朝廷は御杣山を伊勢国外に求めるか、式年遷宮を延期するか議論の末、軒廊御トが行われて三河国・設楽山（現在の愛知県北設楽郡設楽町付近）に移動する事が決まりました。選ばれた理由は、山間を流れる豊川水系の河口部には老津・大津という良港があったこと、大津には平安時代後期から伊勢神宮の神戸が置かれていたこと、伊勢国大湊との海上輸送が行われており安定した供給が行えたことが挙げられます。緊急の措置であったため三河国から御用材を得たのはこの一度限りです。

○室町時代・戦国時代

外宮の御杣山は平安時代後期から阿曾山（宮川上流域から熊野灘に面する山々）に定められていました。外宮の祭典御料は志摩国の熊野灘沿岸部にあった御藺・御厨とよばれる神領から供進されており、御用材の一部も志摩国から得ていたことに始まると考えられています。しかし興国6年（貞和元年、1345）に行われた外宮の第35回式年遷宮では、政情不安のため宮川や熊野灘沿岸を利用した供給が困難となり、御杣山を美濃国・白河山に移動しました。白河山の比定地には諸説ありますが、いずれも木曾川水系にあったと推定されています。この一帯は政情が比較的安定していたこともありますが、何より**ヒノキを産出する有数の林業地であったこと**に由来します。その後、戦国時代の中絶に至るまで美濃国の山々から御用材を得ることになります。



かつての神領（三重県度会郡南伊勢町たしからうら槌柄浦）

時は下り、永禄6年（1563）に
行われた外宮の第40回式年遷
宮は130年間を経て再興されま
した。後奈良天皇より綸旨を授
けられた慶光院清順上人が諸
国を勧進して造営料を募ったこ
とが知られています。その中に
美濃国の戦国大名・斎藤家があ
ります。弘治2年（1556）4月1
日、外宮禰宜は斎藤道三の許に
使者を遣して、御用材を木曾川



川崎小虎「後奈良天皇」
（国史絵画 神宮徴古館蔵）

へ流す際に支障がないことを請い、道三は過書（＝通行許可証）
を付与したと記録にあります。息子・義龍の添状もあり大小2千



斎藤道三
（落合芳幾『太平記英勇伝』より）

本が採取されていたこともわかります。前年に義龍へ家督を譲っていた道三でしたが、両者は不仲であり領国は二重支配の構造でした。そして書状の発給から20日後には長良川の合戦が起こり、道三は義龍に討たれます。しかしその後、御用材は木曾川から桑名を経て大湊に届いており、御家騒動は速やかに終息し**御用材の採取は滞りなく完遂されたこと**がわかります。

○安土桃山時代

天正 13 年（1585）10 月に行われた第 41 回式年遷宮は、史上初めて両宮の遷御が同年に斎行されました。その復興を支えたのが織田信長と羽柴（豊臣）秀吉と伝えられています。

天正 10 年（1582）1 月、信長は遷宮にかかる造営料として 3,000 貫文を寄進し、御用材は前例に倣い美濃国・木曾山^{きそやま}から得ることを認めていました。しかし同年 6 月 2 日本能寺の変によって信長が横死すると、織田家を継いだ嫡孫・三法師^{さんぼうし}（後の秀信^{ひでのぶ}）の後見には伊勢国などを領した次男・信雄^{のぶかつ}が就き政務を代行します。

信雄は同年 12 月に宮川水系の江馬山とさらに上流域の大杉山^{おおすぎやま}



織田信雄

（落合芳幾『太平記拾遺』より）

（現在の三重県多気郡大台町付近）から御用材を得ることを外宮禰宜に伝えました。これは美濃国を継いだ三男・信孝^{のぶたか}が争乱の続く国内を掌握していなかった事、また後継争いのため両者が対立した事などが理由と考えられます。

11 年（1583）4 月に信雄は羽柴秀吉を後ろ盾に信孝を討伐し、争乱は終息に向かうと思われましたが、12 年（1584）3 月信雄は徳川家康と結んで秀吉と敵対し、小牧・長久手^{こまきながくて}の戦いを

引き起こします。しかし同年 11 月に伊勢国南部などを割譲^{かつじょう}することを条件に和睦したため、式年遷宮の事業は秀吉に引き継がれました。そして大杉山はこれ以後の江戸時代前期の造営を支える御杣山となりました。

○江戸時代

大杉山は江戸幕府成立後に紀伊藩領となり、御用材の採取は山田奉行を通じて松坂城代が管轄しました。しかし山間が陰しく、奥山のヒノキ材の搬出は不可能と判断されたため、宝永 6 年（1709）に行われた第 47 回式年遷宮より、御杣山は尾張藩が管理する美濃国・木曾山に再び移動します。現在も続く木曾の営みはここから始まります。

また江戸時代には宮域の山々（以後「宮山」と称します）の保全も行われました。幕府から旧来の神領が認められた神宮は、山の管理を有力町民による自治組織（山田三方・宇治会合）に委ねます。特に外宮が鎮座する山田原の集落は、御鎮座より祭祀を掌る人々（＝神主）が定住したことに始まります。やがて外宮の祭祀と信仰を中枢として神宮を支える人々が「村落」を作って集合を繰り返しながら自治組織を形成し、さらに港や市場といった流通拠点を併せ持つ「都市」に拡大しました。宮山はこうした人々の建材資材や薪炭材などの生活エネルギーの供給元としても利用されてきました。

寛永20年（1643）外宮の長官（一禰宜）は宮山の神木を伐り木葉を採る事を禁止し、山田三方を通じて神領民に伝えます。その後も採取を禁止する通達はたびたび出され、薪炭を採ることができる者を制限し監視を強化しますが、ついに元禄8年（1695）宮山伐採の禁制を出しました。例外的な慣行も停めた強いものであったため、違反した者には木材没収や神領追放など厳しい処罰が下されています。同時に享保6年（1721）10月には宮山にヒノキを植えたことが記録されています。禁伐と植栽を繰り返しながら、再生に向けた営みの萌芽を見ることが出来ます。

○近代・現代

維新後、尾張藩が領有していた木曾の山々は明治政府の官有林かんゆうりんとなり、明治22年（1889）その全域が皇室財産である「御料林」ごりょうりんに編入されて宮内省御料局ごりょうきょく（後の帝室林野局ていしつりんやきょく）の管理となります。さらに39年から大正4年（1915）にかけて「造営材備林制度」を定めて御料林内に「神宮備林」じんぐうびりんを設けました。これは永く後世に御用材を生産すべき地域として100年間伐採を行わない「永久備林」と、その100年間の御用材を確保するための「臨時備林」に区分されました。式年遷宮の遂行を確かなものにするため、御用材の安定的供給を図る画期的な政策であり、その背景には明治天皇よりいただいた深い思し召しがありました。

神宮の御造営といふものは我国の固有の建て方である、これを見て始めてこの国の建国の昔の古い事を知り、（中略）神宮を介して始めて我国建国の基を知るのであるから、現在この建て方は全く永世不変のものでなくてはならぬ



しかし大東亜戦争後、昭和22年（1947）の林政統一で御料林は国有林となり、また神道指令しんどうしれいによる政教分離から特定の宗教に対する国の保護措置が廃止されたため神宮備林制度はなくなりました。

木曾ヒノキの御用材

切株には鳥総とぶさが立てられ、再生への祈りが捧げられます

③宮域林の設置

宮山も維新後は新政府の官有林となり、明治 22～23 年御料林に編入されました。しかし当時は薪炭材の伐採跡地の様相であり、速やかな宮域^{ふうち}の風致維持と林相の改良が求められました。また五十鈴川の河床^{かしょう}には薪炭材伐採に起因した土砂が堆積^{たいせき}し、大正 7 年（1918）には下流域が大きな水害に襲われた事もあって、水源地のかん養も大きな課題でした。11 年（1922）宮山は宮内省から内務省に所管替えして神宮宮域に編入され、翌年には神宮神地保護調査委員会を発足して「神宮森林経営計画」が決定されました。この時から宮山の森を「宮域林」と称しています。

しかし終戦後、神道指令による政教分離で神宮は国の管理から離れ宗教法人として存続します。宮域林は一時国有化され、政府と GHQ との協議が重ねられた結果、昭和 27 年（1952）に神宮に一括譲渡されました。同年には域内の保護管理経営をするため「神宮境内地保護委員会」^{けいだいちほごいいんかい}を設置して現在に至ります。

神宮では昭和 25 年（1950）4 月から国が行った緑化運動に伴い、北白^{きたしら}川房子祭主ご臨席のもと第 1 回植

樹祭^{じゅさい}を行いました。植樹祭は現在も継続され毎年 4 月に職員が宮域林に入りヒノキを植えています。また 42 年（1967）神宮の組織替えにともない営林部^{えいりんぶ}を設け、今日も専門の職員が山の維持管理に努めています。



現在の宮域林（面積 5,500ha）

④未来へ一式年遷宮はつづく

平成 25 年（2013）10 月の第 62 回神宮式年遷宮では鎌倉時代の御杣山移動からおよそ 700 年ぶりに宮域林から得られたヒノキ材が使われました。大径木を得るために伐られた間伐材です。「神宮森林経営計画」の始まりから 90 年が経過し、ヒノキが順調に育まれている成果です。計画当初から^{こうようじゅ}**広葉樹と混生した森作り**

^{しんこうこんこうりん}**（＝針広混交林）が行われて**おり、わが国土の多様な生態系を見る事もできるようになりました。宮域林ではこれからも緑豊かな山々と清らかな五十鈴川のせせらぎの維持、そして御用材の安定供給による式年遷宮の遂行を目指した営みが続けられます。



宮域林で育まれるヒノキ

遷変の山御杣

『神宮御杣山記録』などによる



- 1 神路山・島路山・高倉山(伊勢市 神宮宮域)
- 2 志摩国答志郡(志摩市磯部町)
- 3 志摩国阿曾(度会郡南伊勢町・大紀町)
- 4 伊勢国江馬山(多気郡大台町)
- 5 三河国設楽山(愛知県北設楽郡設楽町)
- 6 美濃国白河山(岐阜県加茂郡白川町)
- 7 伊勢国大杉山(多気郡大台町)
- 8 美濃国木曾山(岐阜県中津川市)
- 9 木曾山(長野県と岐阜県にまたがる地域)